

答申書

事件番号令和 5 年度第 2 号
答申日令和 6 年 1 月 1 1 日
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

処分庁（山形県〇〇総合支庁長）による生活保護法（昭和25年5月4日号外法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人 〇〇（以下「審査請求人」という。）が令和5年8月16日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、処分庁が令和5年7月3日付けで行った審査請求人に対する生活保護停止決定処分に対し、審査請求人が不正不当等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と規定している。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と規定している。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の間12の答において、保護を停止すべき場合の基準として、「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。」としている。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、上記1(1)から(3)の関係法令及び関係通知を根拠として、審査請求人の世帯の要否判定を実施し、その結果、令和5年5月から同年11月までの7か月間、保護を要しない状態となることから、同期間について保護停止の決定を行い、停止の理由として、「冬季加算（10月から4月のみ）がなくなったため、生活保護の基準よりも〇〇さんの年金収入の方が高くなりました。」と記載し、令和5年7月3日付け保護停止決定通知書により、審査請求人に対して通知した。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年8月16日、審査請求人から「審査請求 不服申し立て」と記載された書面が提出された。

令和5年8月30日、審査請求人より補正書が提出された。

令和5年9月12日、審理員が指名された。

令和5年9月27日、処分庁より弁明書が提出された。

令和5年10月12日、審査請求人より反論書が提出された。

令和5年11月7日、処分庁より当該処分の理由となる事実を証する書類等が提出された。

令和5年11月27日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和5年12月26日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

ア 停止期間令和5年5月1日～令和5年11月30日、不正不当。

イ 10月～4月の冬季加算支給なし。

ウ 停止保護種類、生活扶助、教育扶助、その他、該当なし。停止した項目も1度も支給なし。

エ 年金額相違。

オ 生保廃止は違法。

2 処分庁の主張の要旨

法第26条の規定により、「被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。また、課長通知の第10の間12の答より、保護を停止すべき場合として、「おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時。」と示されている。

本件処分に当たり、審査請求人の世帯の要否判定を実施した結果、令和5年5月から同年11月までの7か月間、保護を要しない状態となることから、同期間について

て、保護停止決定処分を行ったものである。

上記のとおり、本件処分については、法に基づき処分実施しており、違法又は不当な点はない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分には違法又は不当な点はないため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理段階における論点整理

審査請求人に対する保護停止決定処分及びその期間は適正であるかについて判断する必要がある。併せて、審査請求人の「冬季加算の支給がない」、「停止した保護の種類について支給がない」、「年金額相違」、「生保廃止は違法」との主張についても検討する必要がある。

3 審理員意見の理由

(1) 審理員が認定した事実

処分庁は、本件処分に当たり、上記第3の1(1)から(3)の関係法令及び関係通知に基づき、令和5年5月から同年12月までの各月について、審査請求人の世帯の要否判定を行っており、その結果、令和5年5月から同年11月までは保護「否」、同年12月は保護「要」となり、令和5年5月から同年11月までの7か月間、保護を要しない状態となることが予想されたことから、本件処分を決定した。

また、処分庁は、同関係法令及び関係通知に基づき、保護停止決定通知書（令和5年7月3日付け〇〇総健福第225号。以下「本件通知書」という。）において、審査請求人に対し、停止する期間を明示して本件処分を通知した。

(2) 論点に対する判断

ア 保護停止決定処分及びその期間について

本件処分及び停止期間については、(1)で認定した事実から、関係法令及び関係通知に基づき適正に決定されたものであり、適法なものと認められる。

イ 冬季加算の支給がないとの主張について

保護の程度については、次官通知第10において、「当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定し、保護の種類は、生活費、住宅費、教育費等、介護、医療、出産、生業、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること」と規定されている。

審査請求人が主張する冬季加算は、保護費として被保護者へ支給すべきものではなく、10月から4月までの期間、最低生活費のうち生活費として計上されるものであり、本件処分に当たっても計上されていることを要否判定書により確認した。

以上より、審査請求人の主張は妥当性がないと認められる。

ウ 停止した保護の種類について支給がないとの主張について

本件通知書の「1 停止した保護の種類」の欄には、「生活扶助」、「住宅扶助」、

「教育扶助」、「介護扶助」、「医療扶助」、「その他」と記載され、記載されている全ての項目が丸で囲まれている。この点について、処分庁は、弁明書において、「保護費として支給されていた扶助ではなく、停止した保護の種類であり、本件処分においては、全ての種類の扶助が停止となることから、全ての扶助が丸で囲まれている」と主張しており、違法又は不当な点は認められない。

以上より、審査請求人の主張は妥当性がないと認められる。

エ 年金額相違との主張について

本件処分に当たり、処分庁は、日本年金機構への照会結果に基づく年金額を用いて要否判定を行っており、年金額が相違しているという事実は確認できなかった。

以上より、審査請求人の主張は妥当性がないと認められる。

オ 生保廃止は違法との主張について

本件通知書では、廃止の文字は二重線で削除されており、また「3 廃止する時期」については記載がなく、「4 廃止・停止の理由」については、「冬季加算（10月から4月のみ）がなくなったため、生活保護の基準よりも〇〇さんの年金収入の方が高くなりました。令和5年5月1日から11月30日まで生活保護を停止します。」と停止の理由が記載されていることから、本件通知書は、保護停止決定処分に係る通知書であって、保護廃止決定処分に係る通知書ではないことは明らかである。

以上より、審査請求人の主張は妥当性がないと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「年金収入は物高スライド制。収入が高くなったわけでない。」と主張しているが、処分庁は、関連通知に基づき、日本年金機構への照会結果に基づく年金額により要否判定を実施し、保護を要さない期間について保護停止決定処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

(4) 審査請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

処分庁は、関係法令及び関係通知に基づき、保護停止決定処分を行い、審査請求人に対し通知しており、違法性又は不当性はないものと認められる。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の要旨

本件処分は、違法又は不当であるとは認められないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により本件審査請求は棄却されるべきである。

2 考え方及びその理由

論点に対する判断、審査請求人のその他の主張について、審理員意見書のとおりである。

第7 審査会の判断

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行つたものと認められる。

2 論点整理

保護停止の決定及びその期間は適正であるか、またその決定処分に係る手続きは適正であったかについて判断する必要がある。

3 本件処分について

(1) 論点に対する判断

保護の要否については、上記第3の1(2)のとおり、次官通知第10において、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することと規定されている。また、保護の停止及びその期間については、上記第3の1(3)のとおり、課長通知の第10の間12の答において、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であつて、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時」と規定されている。

処分庁は、本件処分に当たり、課長通知の第10の間12の答に基づき、令和5年5月から同年12月までの各月について、審査請求人の世帯の要否判定を行つており、その結果、令和5年5月から同年11月までは保護「否」、同年12月は保護「要」となり、令和5年5月から同年11月までの7か月間、保護を要しない状態となることが予想されたことから、本件処分を決定したことが認められる。

また、処分庁は、法第26条及び課長通知の第10の間12の答に基づき、本件処分に当たり、保護停止決定通知書により、審査請求人に対し、停止する期間を明示して本件処分を通知したことが認められる。

以上より、本件処分については、違法又は不当な点はないものと認められる。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の「冬季加算の支給がない」、「停止した保護の種類について支給がない」、「年金額相違」、「生保廃止は違法」との主張については、審理員意見書のとおり、妥当性がないものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫